

対日投資会議の設置について

平成 6 年 7 月 15 日閣議決定
平成 10 年 12 月 15 日一部改正
平成 13 年 1 月 6 日一部改正
平成 18 年 4 月 28 日一部改正

対日投資の一層の促進のため、対外経済改革要綱（平成 6 年 3 月 29 日閣議決定）にかんがみ、下記のとおり、内閣府に対日投資会議を置く。

記

1. 任務

対日投資会議（以下「会議」という。）は、対日投資促進の観点から、投資環境の改善に係る意見の集約及び投資促進関連施策の周知のため、関係省庁間の連絡調整を行う。

2. 構成

会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要に応じ関係大臣を構成員に追加することができる。また、会議には、必要に応じ公正取引委員会委員長の出席を求めることとする。

議長	内閣総理大臣
副議長	内閣府特命担当大臣（経済財政政策）（当該大臣が置かれていない場合にあつては内閣官房長官）
議員	総務大臣 法務大臣 外務大臣 財務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 国土交通大臣 環境大臣 内閣官房長官（内閣府特命担当大臣（経済財政政策）が置かれている場合に限る。） 内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策） 内閣府特命担当大臣（金融）

3．意見の聴取

会議は、必要に応じ、関係行政機関の職員、学識経験者及び内外の関係者の出席を求め、その報告を受け、又は意見を聞くことができる。

4．専門部会

会議に、関係行政機関の職員で議長の指名した官職にある者並びに国際経済及び投資等に関する学識経験を有する者からなる専門部会を置く。

5．庶務

会議の庶務は、経済産業省の協力を得て、内閣府において処理する。

6．その他

会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。